

平成28年6月8日

株 主 各 位

東京都港区白金一丁目27番6号
株式会社ネクストジェン
代表取締役社長 大西新二

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月22日（水曜日）午後6時までには到着するようご返送お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月23日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番3号
ホテル ルポール麹町 2階 ルビーの間
(末尾の株主総会会場 ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第15期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
- 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）
に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬等の額及び内容
決定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる開示について

- ・本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類には、本招集ご通知の添付書類記載のものほか、この「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
- ・株主総会参考書類、事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。

当社ウェブサイト <https://www.nextgen.co.jp/ir/library/2015.html>

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府や日銀による経済・金融政策を背景に、企業収益や雇用情勢に改善の動きが見られるなど緩やかな回復傾向にありました。しかしながら、中国を始めとした新興国経済の減速、また日銀によるマイナス金利の導入等の影響もあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社を取り巻く環境といたしましては、NTTが加入者電話網（PSTN）を2025年までにIP網に切り替える方針を改めて発表し、大手通信事業者の光回線卸の拡販などにより今後もIP化への移行が進むと予想されております。総務省のガイドライン改正によるSIMロック解除の義務化などの背景も後押しとなり、携帯通信事業者の回線を利用して通信サービスを提供するMVNO（仮想移動体通信事業者）の存在感が増してくる（新規参入事業者の増加、MVNO契約者数の増加）といった市場の活発な変化も見られました。企業の情報通信インフラ投資の選定においては、クラウドサービスを利用することに対する抵抗感が年々薄まり、クラウドサービスの利用が増々広がっていくと考えられます。スマートフォンやタブレットなどの情報端末の普及に伴い、通信事業者のユーザートラフィックが増加しており、これに対応するための技術開発も国内外で進んでおります。通信事業者の新技术に対応する製品需要も延びております。

こうした状況の下、当社では以下のとおり事業を展開してまいりました。

なお、昨今の顧客のニーズや事業構造の変化に対応するため、「通信システム・ソリューション」「エンタープライズ・ソリューション」「保守サポート・サービス」の3つの区分で記載しております。

前事業年度まで「通信システム・ソリューション」に含んでいた通信事業者向けの保守サポートに関わる売上高、及び「エンタープライズ・ソリューション」に含んでいた企業向けの保守サポートに関わる売上高は、「保守サポート・サービス」の売上高としております。

また、前事業年度まで「セキュリティ・ソリューション」に含んでいた通信事業者向けのセキュリティに関わる売上高は「通信システム・ソリューション」の売上高、企業向けのセキュリティに関わる売上高は「エンタープライズ・ソリューション」の売上高としております。

[通信システム・ソリューション]

- ・前事業年度に引き続き、大手通信事業者が提供している企業向けIP電話の利用者数が延びていることにより、セッション・ボーダー・コントローラー（SBC）製品のライセンスについて、計画を大幅に上回る追加注文を獲得。
- ・前事業年度に引き続き、大規模コールセンター向けの増設、機能追加によるライセンス等の販売案件を獲得。
- ・当社のSBC製品のラインナップに、全ての機能が汎用サーバー上で動作するハードウェアに依存しないソフトウェア製品である「NX-B5000ソフトウェアSBC」を追加。
- ・従来のVoIPシステムの脆弱性やセキュリティホールをチェックするコンサルティングだけでなく、移動体通信事業者からVoLTE網における異常通信検出コンサルティングを受注し、案件を完了。
- ・国内大手通信事業者から固定網とVoIP網の全体の脆弱性やセキュリティホールをチェックするコンサルティングを受注し、案件を完了。
- ・クラウドPBXサービス事業者へのVoIP IDS&フォレンジックシステムの導入・検収が完了。
- ・大手通信事業者より、ソナス・ネットワークス製IP通信機器の販売案件を受注。
- ・移動体通信事業者からDDoS対策システムのコンサルティングを受注し、案件を完了。

以上の結果、通信システム・ソリューション分野における売上高は1,398,959千円となりました。

[エンタープライズ・ソリューション]

- ・過去に通話録音システムを導入済みの企業からの追加注文、大手外資系金融企業における旧型通話録音システムから新型システムへのリプレイス案件、大手製造業企業へ新製品「VoISplus」の導入案件、消防・航空管制、鉄道及び電力・ガス、官公庁関係の案件を継続的に受注。
- ・情報通信インフラ構築を手掛ける大手企業より、販売製品のラインナップ追加検討のためIP-PBX「NX-E1000」の社内導入案件を受注し、導入・検収が完了。
- ・国立大学法人の構内電話システムに、大規模ユーザーを収容可能なIP-PBX「NX-C1000」の導入が決定され、運用を開始。（＊1）
- ・「第三者によるIP電話等の不正利用に関する注意喚起」が報道機関によりクローズアップされ、社内の電話環境に不安を持つ企業に対して状況解析・原因特定のために当社のSIP脆弱性攻撃防御サーバー「NX-C6000」を設置し、企業向けセキュリティサービスのトライアルを実施。
- ・企業の設備投資コストを抑制するため、異なる機能をひとつのシステムで実現できるよう、企業向けソフトウェアSBC「NX-E1010」へ通話録音機能の追加開発が完了。
- ・当社の企業向けソフトウェアSBC「NX-E1010」へ、大手通信事業者のIP電話サービスと日本アバシア製PBX及びインタラクティブ・インテリジェンス製のコンタクトセンターソリューションとを接続する機能の追加開発が完了。（＊2）
- ・全国導入が予定されているIP無線ソリューションの大型新規案件を受注し、一部導入・検収が完了。

（＊1）導入選定においては、NX-C1000がIP電話のみならずレガシーPBX、スマートフォンやSkype for Business（旧 Microsoft Lync）との接続が可能であること、大学法人の保有するデータベースとの連携が可能であることが評価されました。

（＊2）NX-E1010を経由することで、各社のPBX製品が通信事業者各社のIP電話サービスと容易に接続ができるようにするため、通信事業者の接続認定取得を進めている当社取り組みの成果です。

以上の結果、エンタープライズ・ソリューション分野の売上高は425,232千円となりました。

[保守サポート・サービス]

- ・継続保守契約の更改及び新規案件ともに順調に積み上がり、計画通りに売上が推移。
- ・大手通信事業者より、海外ベンダー製のIP通信システムの保守業務を受注。

以上の結果、保守サポート・サービス分野の売上高は991,234千円となりました。

以上3分野の取り組みの結果、当事業年度における当社の業績につきましては、大手通信事業者向けのSBC製品のライセンス販売及び海外ベンダー製品の保守案件の増加により売上高は2,815,426千円（前年同一期間は、2,401,152千円）となりました。

利益面につきましては、ライセンス仕入費用の増加及び事業拡大を見込んだ人員や外注費等の増加により全体的にコストが増加しましたが、利益率の高いライセンス販売の割合が高く推移したことによりコスト増加を吸収し、営業利益は237,115千円（前年同一期間は、204,771千円）、経常利益は231,928千円（前年同一期間は、206,080千円）となりました。また、特別損失として西日本営業所の事務所移転費用を2,728千円計上したことに加え、税務上の繰越欠損金の解消に伴い税金費用が増加した結果、当期純利益は145,838千円（前年同一期間は、183,886千円）となりました。

なお、前事業年度は決算期変更により平成26年1月1日から平成27年3月31日までの15ヶ月間となっております。参考として、前年同一期間（平成26年4月1日から平成27年3月31日までの12ヶ月間）との比較を記載しております。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は、340,695千円で、これは主に西日本事務所移転に伴う設備の新設及び通信システムに関わるソフトウェアの開発であります。

③ 資金調達の状況

経常的な運転資金の調達以外の重要な資金調達はありません。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 12 期 (平成24年12月期)	第 13 期 (平成25年12月期)	第 14 期 (平成27年 3 月期)	第 15 期 (当事業年度) (平成28年 3 月期)
売 上 高 (千円)	2, 112, 113	2, 061, 992	2, 890, 548	2, 815, 426
当 期 純 利 益 (千円)	83, 956	38, 767	125, 440	145, 838
1 株当たり当期純利益 (円)	4, 326. 30	19. 86	64. 03	73. 89
総 資 産 (千円)	1, 793, 350	1, 936, 135	1, 971, 218	2, 712, 457
純 資 産 (千円)	1, 043, 102	1, 084, 620	1, 213, 391	1, 382, 980
1 株当たり純資産額 (円)	53, 495. 19	553. 83	617. 52	693. 48

- (注) 1. 当社は平成25年5月23日開催の取締役会において、平成25年7月1日付で普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第13期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 第14期は決算期変更により、平成26年1月1日から平成27年3月31日までの15ヶ月の変則決算となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社は親会社を有しておりません。

② 重要な子会社の状況

当社は子会社を有しておりません。

(4) 対処すべき課題

当社の主要事業である通信サービス分野においては、通信事業者をはじめとする各種サービス事業者間での価格競争や商品及びサービスの差別化競争が厳しさを増す一方、各社の製品開発や技術革新に向けた取り組みは、一層加速しています。こうした中、当社が創業以来培ってきたSIP/VoIP技術の市場はますます広がっており、今後も当社の事業機会は拡大していくものと認識しております。

このような状況のもと、当社が今後対処すべき課題は以下のとおりです。

① 事業領域及び顧客層の拡大

当社の売上の大半は、通信事業者向けの高度なSIP/VoIPソリューション販売によってもたらされており、今後も当社の継続的な成長の中心的役割を担うものと見込んでおります。しかしながら、特定の通信事業者に対する売上比率が大きい現状からの脱却を図るべく、売上は伸ばしつつも顧客層の偏りを軽減していくことが、取り組むべき課題と認識しております。今後は、M&A等（買収、合併、事業の譲渡・譲受、事業投資）も視野に入れて、国内外のパートナー企業との関係性深耕・拡充、及び製品ラインナップの拡充に努めてまいります。

② 新製品の企画開発

スマートフォン市場やクラウドコンピューティングの発展に伴い、それらの変化に対応した新しいサービスや新製品の提供を推し進めていくことが重要な課題であります。当社は自社開発製品と、国内外のベンダーが既に所有している高い技術・製品及び産学連携による研究開発の成果を組み合わせることで、顧客企業のニーズに合致しやすい製品提供が可能になると考えております。

③ 収益力の向上

当事業における売上規模の拡大と利益率の向上は、今後の業績拡大のための重要な課題であると認識しております。受注拡大に向け、国内外の販売パートナーとの連携により効率的な販路拡大を目指してまいります。利益率向上に対して、自社開発ソフトウェアを活用したソリューションの提供により利益率の高いライセンスビジネスを進めるとともに、経営管理体制の強化に努め、継続的なコストの見直しと組織体制や事業活動の効率化を推し進めてまいります。

④ 品質向上に向けた活動

当社の主要事業である通信事業者向けソフトウェア開発においては、通信事業者の厳しいサービス運用基準への適合が要求されるため、品質の確保は当社にとって重要な課題であると認識しております。より高いレベルでの品質確保のため専任の品質管理担当を設け、全ての開発プロジェクトに品質プロセスを適用し、製品出荷時に独立かつ客観的な立場から出荷可否の判定を行い、品質の担保に努めております。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社の事業は、音声を中心とする通信技術に関するソリューション提供を行う単一セグメントとなっており、通信事業者向けの高度なソリューション事業を中核としておりますが、その開発で蓄積してきた技術・経験を活かして、大手顧客を中心とするビジネスユース向けにもIP-PBX、通信事業者接続用ゲートウェイ、コールセンター、通話録音、音声認識、ユニファイドコミュニケーションとの連携などのソリューションを展開しております。

また、情報通信関連の技術やネットワーク環境の急速な発展に伴い、近年においては、より高度で広範なサービスの提供に対応すべく、さまざまな新規開発製品やサービスの提供に努めており、事業領域としては、セキュリティ関連やエンタープライズ向けソリューション、クラウドサービスの提供といった事業にも注力し、通信事業に関わる広範な分野での取り組みを行っております。

なお、当社では昨今の顧客のニーズや事業構造の変化に対応するため、「通信システム・ソリューション」「エンタープライズ・ソリューション」「保守サポート・サービス」の区分で記載しております。

[通信システム・ソリューション]

通信事業者の大規模ネットワークで利用される通信システムのライセンス販売、SI、周辺アプリケーション、及びネットワークセキュリティ・コンサルティングサービスを提供しております。なお、自社開発の製品（NX-Cシリーズ）、及び国内外の他社ベンダー製品を取り揃え、広範囲にわたるソリューションを提供しております。特に、海外ベンダー製品を国内ユーザーのニーズに対応させる経験を創業当初から蓄積しており、そのノウハウを保有していることが強みとなっております。

[エンタープライズ・ソリューション]

通信事業者以外の企業や官公庁に向けて、通信システムのライセンス販売、SI、周辺アプリケーション、及びネットワークセキュリティ・コンサルティングサービスを提供しております。なお、企業向けIP-PBX（NX-Eシリーズ）、企業向けSBC（マルチキャリア対応SIPゲートウェイ）、様々な回線種別に対応可能な通話録音製品（LAシリーズ）等のソリューション、及びクラウドでIP電話やPBX機能が利用できるU³ Voice（ユーキューブ ボイス） サービスを提供しております。

[保守サポート・サービス]

通信システム・ソリューションで培ったパートナーシップの強化により、通信事業者及びエンタープライズ向けに全国24時間・365日対応の保守サポート業務を提供しております。

当社の主たる製品・サービスは以下のとおりです。

- ・セッション・ボーダー・コントローラー（SBC） 「NX-B5000」
- ・大規模クラウドPBX/SIPサーバー 「NX-C1000」
- ・第三者呼制御サーバー 「NX-C2100」
- ・SIP脆弱性攻撃防御サーバー 「NX-C6000」 「NX-C6500」
- ・通信事業者ネットワーク監視システム 「NX-C7000」
- ・企業向けSIPサーバー 「NX-E1000」 「NX-E1010」
- ・M2M接続サーバー 「NX-M1000」
- ・ハイブリッドIMSシステム 「NXI」
- ・通話録音製品 「VoISplus」 「VP-101N」 「VP-500」 「LA-1000」 「LA-5000」 「LA-6000」 「LA-7000」
- ・クラウドサービス 「U³ Voice（ユーキューブ ボイス）」

(6) 主要な営業所（平成28年3月31日現在）

本店 東京都港区白金一丁目27番6号

西日本営業所 大阪府大阪市中央区今橋三丁目1番7号

（注）西日本営業所は、平成28年1月4日をもって、大阪府大阪市中央区今橋三丁目1番7号に移転しております。

(7) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
101(6)名	12名増(6名減)	42.4歳	5.6年

- (注) 1. 使用人数は就業者数であり、臨時雇用社員（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、契約社員及び嘱託社員）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数は前事業年度末に比べて12名増加しております。これは、新卒採用や事業拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	193,333千円
株式会社りそな銀行	173,368千円
株式会社三井住友銀行	127,798千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 6,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,974,900株
- (3) 株主数 1,359名
- (4) 大株主の状況（上位10名）

株 主 名	持 株 数(株)	持 株 比 率(%)
サ ク サ 株 式 会 社	550,000	27.84
日商エレクトロニクス株式会社	379,600	19.22
大 西 新 二	62,300	3.15
株 式 会 社 S B I 証 券	49,900	2.52
渡 辺 俊 一	42,000	2.12
ネクストジェン従業員持株会	41,700	2.11
丸 谷 和 徳	35,000	1.77
松 井 証 券 株 式 会 社	29,300	1.48
木 村 明 彦	22,500	1.13
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	19,000	0.96

(注) 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

発行決議日		平成18年4月27日	平成27年3月19日
新株予約権の数		31個	520個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 3,100株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 52,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 98,000円 (1株当たり 980円)	新株予約権1個当たり 136,000円 (1株当たり 1,360円)
権利行使期間		平成18年4月28日から 平成28年4月27日まで	平成30年3月20日から 平成32年3月19日まで
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 : 2個 目的となる株式数 : 200株 保有者数 : 1人	新株予約権の数 : 70個 目的となる株式数 : 7,000株 保有者数 : 1人

発行決議日		平成27年10月8日
新株予約権の数		875個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 87,500株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 1,819円 (1株当たり 18.19円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 102,700円 (1株当たり 1,027円)
権利行使期間		平成28年6月1日から 平成31年5月31日まで
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 : 180個 目的となる株式数 : 18,000株 保有者数 : 2人

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

発行決議日	平成27年10月8日	
新株予約権の数	875個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個につき	87,500株 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり (1株当たり)	1,819円 18.19円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり (1株当たり)	102,700円 1,027円)
権利行使期間	平成28年6月1日から 平成31年5月31日まで	
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 : 695個 目的となる株式数 : 69,500株 交付者数 : 22人

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成28年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大西 新二	
取締役	天田 貴之	管理本部長
取締役	牧野 昌彦	サクサ株式会社 執行役員SI事業部長
常勤監査役	渡辺 俊一	
監査役	三村 撰	三村会計事務所 所長 ソマール株式会社 取締役
監査役	田中 達也	熊谷・田中・津田法律事務所 パートナー 竹本容器株式会社 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役牧野昌彦氏は、社外取締役であります。
2. 監査役三村撰氏及び田中達也氏は、社外監査役であります。
3. 監査役三村撰氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、監査役三村撰氏及び田中達也氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出を行っております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

退任時の地位	氏名	退任事由	担当及び重要な兼職の状況
取締役	土屋 博一	任期満了	
常勤監査役	飛田 和男	任期満了	
監査役	出澤 秀二	任期満了	出澤総合法律事務所 代表弁護士 ビジョン株式会社 監査役 株式会社ファンコミュニケーションズ 監査役

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項並びに当社の定款第29条第2項及び定款第39条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び各監査役ともに、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	3名 (-)	46,398千円 (-)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (4名)	16,170千円 (7,530千円)
合 計 (うち社外役員)	8名 (4名)	62,568千円 (7,530千円)

- (注) 1. 上記には、平成27年6月23日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役2名を含んでおります。
2. 社外取締役1名については、報酬を支払っておりませんので員数に含めておりません。
3. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 取締役の報酬等の額には、ストック・オプションによる報酬額として、1,536千円が含まれております。
5. 取締役の報酬限度額は、平成19年3月30日開催の第6回定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
6. 監査役の報酬限度額は、平成19年3月30日開催の第6回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 取締役牧野昌彦氏は、サクサ株式会社の執行役員SI事業部長を兼任しております。なお、サクサ株式会社は当社その他の関係会社かつ主要株主であり、当社との間に製品販売及び開発業務委託等の取引関係があります。
- 監査役三村撰氏は、三村会計事務所の所長、ソマール株式会社の取締役をそれぞれ兼任しております。なお、当社と三村会計事務所及びソマール株式会社との間に取引関係はありません。
- 監査役田中達也氏は、熊谷・田中・津田法律事務所のパートナー弁護士、竹本容器株式会社の監査等委員である社外取締役をそれぞれ兼任しております。なお、当社と熊谷・田中・津田法律事務所及び竹本容器株式会社との間に取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 牧 野 昌 彦	<p>当事業年度に開催された取締役会16回すべてに出席いたしました。主に通信事業分野における豊富な経験と知見から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。</p> <p>上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。</p>
監査役 三 村 撰	<p>平成27年6月23日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会10回すべてに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性及び適法性を確保するための助言・提言を行っております。また監査役会において、良質なコーポレート・ガバナンスの観点から適宜、必要な発言を行っております。</p> <p>上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。</p>
監査役 田 中 達 也	<p>平成27年6月23日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会10回すべてに出席いたしました。主に弁護士としての法務に関する知見から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性及び適法性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、法令・コンプライアンスの観点から適宜、必要な発言を行っております。</p> <p>上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。</p>

③ 親会社または子会社からの報酬等の総額

当社は親会社または子会社を有しておりません。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 東陽監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 13,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当事業年度における取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制概要は以下のとおりであります。

なお、当社は本定時株主総会終結後、監査等委員会設置会社に移行する予定であるため、それに合わせて本体制を変更する予定であります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、法令、定款及び社会倫理の遵守を徹底するために、取締役及び使用人の規範として「行動規範／役職員行動規範マニュアル」を制定し、周知徹底を図る。
- 2) 取締役の職務執行については、毎月一回以上開催される取締役会にて、取締役及び代表取締役社長がその職務執行状況について報告し、取締役会が法令、取締役会規程及び職務権限規程に従い監督する。
- 3) 監査役は、取締役会及びその他の重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況を監査する。
- 4) 社内コンプライアンス体制を徹底するため、代表取締役社長を議長とする社内組織から独立したコンプライアンス推進室を設置し、全社のコンプライアンス体制を整備、改善するとともに取締役及び使用人に対する教育を行う。
- 5) 当社の取締役及び使用人が法令違反の疑義がある行為を発見した場合に、コンプライアンス推進室に直接報告ができる内部通報制度を設置する。報告された内容についてはコンプライアンス推進室で審議され、重大性に応じて取締役会及び監査役会に報告されるとともに、コンプライアンス推進室が必要に応じ全社に周知することとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程に従い、適切に保存・管理することとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

組織長より各組織の事業活動状況を月次で報告させ、そのうち重要な事項に関しては、内在するリスクについて把握し対策を講じるとともに経営会議及び取締役会に上程するものとし、コンプライアンス、経営体制又は財政状況等の当事業に係るリスクについての管理体制を構築する。

また、危機管理対策規程を定め、不測の事態等の経営危機が顕在化した場合は、同規程に従い代表取締役社長又は管理担当取締役が危機対策本部を設置して迅速に対応し、当該危機を最小に止めるための管理体制を構築する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、毎月一回開催する定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行う。

また、迅速な経営意思決定プロセスと適切な業務執行を図るため、代表取締役社長、常勤取締役及び執行役員で構成される経営会議を設置し、原則毎週一回業務執行における重要事項について審議及び検討を行い、取締役会を補完する。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の要望に応じて、その補助業務及び運営事務を行うための使用人の配置、変更並びに増員等を行う。その人事に関しては、取締役と監査役の間で協議の上、決定することとする。

⑥ 前号の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の補助使用人が行う補助業務についての指揮命令は、監査役が直接行う。また、補助使用人の人事考課及び異動等については、監査役会の同意をもって決定することとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制並びにその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役は、取締役会をはじめ社内の重要会議に出席し、取締役から職務執行状況に関する報告を受けるものとする。

取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとし、必要に応じた対応策等について、取締役会にて報告・協議することとする。

監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

当社は、監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は代表取締役と定期的に、監査上における重要な課題等についての意見交換を行う。

監査役が監査に必要と判断した社内の重要文書及びその他の資料、情報を手入、閲覧することができる体制を構築する。

監査役は、当社の法令遵守体制に問題を認めたとときは、取締役会において意見を述べると共に、改善策の策定を求めることができることとする。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民生活や企業活動の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係を一切遮断し、それらの活動を助長させたり、経済的利益を含む一切の利益を供与することに加担しないことを基本方針とする。

所轄の警察署、顧問弁護士、外部の専門機関等と連携し、被害防止の体制整備を図ると共に、「行動規範/役職員行動規範マニュアル」に明文化して社内の周知徹底を行う。

また取引先等との契約書に、反社会的勢力を排除する条項の導入を進め、反社会的勢力との関係を遮断する。

(注) 平成27年11月20日開催の取締役会の決議により、内容を一部改定しており、上記の基本方針は当該改定がなされたものです。主な改定内容は次のとおりです。

- ・組織変更に伴う役職名及び会議名称の変更 (③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制)
- ・執行役員制度導入に伴う担当職位の追加 (④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

① コンプライアンス体制

当社は、法令、定款及び社会倫理の遵守を徹底するための規範である「行動規範/役職員行動規範マニュアル」を制定しており、これを全社閲覧媒体に掲示するなどして、当社取締役及び使用人に対する継続的な周知を行いました。

一方で、当社では全社のコンプライアンス体制の整備及び改善を目的とした、代表取締役社長を議長とする社内組織から独立したコンプライアンス推進室を設置しており、四半期毎にコンプライアンス推進会議を開催しております。当会議で討議された内容は、必要に応じ関係各所へ周知され、全社的なコンプライアンスへの意識向上を図っております。

また、当社において取締役及び使用人の法令違反の疑義がある行為が発見された場合に備え、コンプライアンス推進室に直接報告が出来る内部通報制度を設置しており、報告された内容の重大性に応じ、取締役会及び監査役会に報告することとしております。

② リスク管理体制

当社事業にかかるリスク管理の一環として、各組織長より、事業活動状況とともに重要なリスク情報を月次で報告させております。月次報告において指摘された内在リスクについては、重要性に応じ関係者で別途対策を講じる会議を招集し協議いたしました。その内容は、適宜経営会議及び取締役会において報告され、判明した問題点については是正措置を行い、より適切な内部統制システムの整備・運用に努めました。

また、当社では危機管理対策規程に基づき、不足の事態等が顕在化した場合の危機管理体制を構築しております。

③ 取締役の職務の執行の適正性を確保する体制

取締役の職務執行については、法令及び取締役会規程並びに職務権限規程に基づき取締役会が監督しております。定時取締役会に加え、臨時取締役会において、取締役からの職務執行状況の報告を受け、重要事項の決定や業務執行が適切かどうかを監督しております。

当事業年度においては、執行役員制度を導入し、取締役の業務執行を補完することで、経営の意思決定や業務執行が効率的に行われるよう体制を整備いたしました。

④ 監査役の監査の実効性を確保する体制

監査役は毎月開催の取締役会及び臨時取締役会に出席し、取締役から業務の意思決定及びその執行状況について報告を受け、法令違反等の有無の確認を行いました。また、常勤監査役においては、取締役会に加え経営会議等の社内の重要会議に出席し、業務執行状況を監査いたしました。

上記の監査体制により生じた指摘事項や重要課題等は、取締役会のほか、定期的に開催する代表取締役との意見交換の場において報告しております。また、この内容は対象部署にフィードバックし、指摘事項の改善状況についての報告を求めています。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の支配に関する基本方針について、継続的に検討を行っておりますが、資本構成等を鑑み、現時点においては具体的な買収防衛策は導入しておりません。

今後も引き続き検討を行い、必要に応じていかなる状況に対しても迅速に対応できる体制を確保してまいります。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営基盤の強化と今後のソフトウェア開発及びその他の研究開発投資に備えるために、内部留保の充実を重視しておりますが、一方で株主に対する安定的な利益還元の実施も重要な経営課題であると認識しております。今後の株主の皆様への利益配分につきましては、業績動向を考慮しながら、将来の事業拡大や収益の向上を図るための資金需要や財政状況を総合的に勘案し、適切に実施していく方針であります。

なお、当社は期末配当を基本方針としており、また取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

9. その他

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,971,669	流 動 負 債	704,398
現金及び預金	982,743	買 掛 金	233,757
売 掛 金	855,196	1年内返済予定の 長期借入金	222,659
製 品	47,629	未 払 金	52,901
仕 掛 品	2,812	未 払 費 用	13,656
原 材 料	16,160	未 払 法 人 税 等	83,632
前 払 費 用	43,624	未 払 消 費 税 等	58,831
繰延税金資産	24,451	前 受 金	31,611
そ の 他	75	預 り 金	7,347
貸倒引当金	△1,026	固 定 負 債	625,078
固 定 資 産	740,788	長期借入金	609,645
有 形 固 定 資 産	75,230	資 産 除 去 債 務	14,556
建 物	34,052	繰延税金負債	876
工具、器具及び備品	41,178	負 債 合 計	1,329,476
無 形 固 定 資 産	612,571	純 資 産 の 部	
の れ ん	60,554	株 主 資 本	1,369,548
ソフトウェア	497,044	資 本 金	497,448
ソフトウェア仮勘定	54,972	資 本 剰 余 金	447,448
投資その他の資産	52,986	資 本 準 備 金	447,448
差 入 保 証 金	52,976	利 益 剰 余 金	424,652
そ の 他	1,331	利 益 準 備 金	490
貸倒引当金	△1,321	その他利益剰余金	424,162
資 産 合 計	2,712,457	繰越利益剰余金	424,162
		新 株 予 約 権	13,431
		純 資 産 合 計	1,382,980
		負 債 純 資 産 合 計	2,712,457

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで）

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,815,426
売 上 原 価	1,731,774
売 上 総 利 益	1,083,652
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	846,536
営 業 利 益	237,115
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	118
為 替 差 益	198
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	5,436
そ の 他	67
経 常 利 益	231,928
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 売 却 損	0
事 務 所 移 転 費 用	2,728
税 引 前 当 期 純 利 益	229,199
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	77,396
法 人 税 等 調 整 額	5,965
当 期 純 利 益	145,838

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

株式会社ネクストジェン

取締役会 御中

東陽監査法人

指 定 社 員 公認会計士 金 野 栄太郎 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 松 本 直 也 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ネクストジェンの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準、監査の方針及び監査計画等に従い、取締役、内部監査部門等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、以下のとおり監査を実施いたしました。

- (1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び東陽監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (4) 会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年 5月16日

株式会社ネクストジェン 監査役会

常勤監査役 渡辺 俊一 ㊟

社外監査役 三村 撰 ㊟

社外監査役 田中 達也 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題として認識しており、経営成績及び財政状態を勘案し、将来の事業拡大のために必要な内部留保とのバランスを図りながら、実施していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記基本方針と経営環境や財政状況等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金3円
総額は5,924,700円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ① 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、監査等委員会設置会社へ移行することにより、取締役会における議決権を有する監査等委員の選任を通し、経営の健全性・透明性の向上を図り当社の監査・監督をより強化するとともに、当社取締役が取締役会の業務執行権限の一部を委任し、より機動的かつ迅速性のある企業運営を図ります。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等所要の変更を行うものであります。

- ② 資本政策及び配当政策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第459条第1項各号に定める事項について、取締役会の決議によって定めることができるよう、定款第41条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）を削除するものであります。

また、その他、条文の新設及び削除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

- ③ 当社株式の流動性の向上及び将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするため、現行定款第6条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を現行の600万株から750万株に変更するものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (条文省略)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>6, 0 0 0, 0 0 0</u>株とする。</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第 7 条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第 8 条～第 17 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は <u>7</u> 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. ～ 3. (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>7, 5 0 0, 0 0 0</u>株とする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第 7 条～第 16 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役は <u>8</u> 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 18 条 取締役は、株主総会において選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役はそれ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p>2. ～ 3. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(任期)</p> <p>第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第28条～第29条 (条文省略)</p> <p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u></p> <p>第30条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p>第31条 監査役は、株主総会において選任する。</p>	<p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第28条～第29条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(任期)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(常勤監査役)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第33条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議方法)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役会の議事録)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第36条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p><u>(監査役会規則)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(報酬等)</u> 第38条 監査役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第39条 当会社は、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の権限)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第30条 監査等委員会は、法令または本定款に定めのある事項を決定するほか、その職務執行のために必要な権限を行使する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(常勤監査等委員)</u></p>
	<p>第32条 監査等委員会はその決議により、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(監査等委員会の決議方法)</u>
	第33条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会の議事録)</u>
	第34条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令の定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会規則)</u>
	第35条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u>
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第40条～第41条 (条文省略)	第36条～第37条 (現行どおり)
(報酬等)	(報酬等)
第42条 <u>会計監査人の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、代表取締役が監査役の同意を得て定める。</u>	第38条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u>
(会計監査人の責任免除)	(会計監査人の責任免除)
第43条 (条文省略)	第39条 (現行どおり)
第7章 計算	第7章 計算
第44条 (条文省略)	第40条 (現行どおり)
(新 設)	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u>
	第41条 <u>当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u> 第45条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p><u>(中間配当)</u> 第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金の排斥期間) 第47条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>(剰余金の配当の基準日)</u> 第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(配当金の除外期間) 第43条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 当社は、第15回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（3名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものとしたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	おおにし しんじ 大西新二 (昭和41年3月7日生)	平成元年4月 日本電信電話株式会社入社 平成13年9月 エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社 担当課長 平成14年4月 当社入社 執行役員技術部門長 平成17年6月 当社代表取締役社長執行役員 平成23年5月 当社代表取締役社長 平成27年7月 当社代表取締役執行役員社長(現任)	62,500株
2	あまだ たかゆき 天田貴之 (昭和43年4月17日生)	平成4年4月 株式会社第一勧業銀行(現 株式会社みずほ銀行) 入行 平成12年4月 日本ベンチャーキャピタル株式会社入社 平成21年8月 株式会社コムユサル入社 平成24年3月 当社社外監査役 平成24年10月 ディー・エイチ・エル・ジャパン株式会社入社 平成25年3月 当社監査役辞任 平成25年11月 当社入社 平成26年1月 当社管理本部長 平成26年3月 当社取締役 平成27年7月 当社取締役執行役員管理本部長 平成28年4月 当社取締役執行役員経営管理本部長(現任)	700株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
3	※新任 そがべ あつし 曾我部 敦 (昭和35年11月14日生)	昭和59年4月 株式会社大興電機製作所(現サクサ株式会社)入社 平成16年4月 サクサ株式会社NTT営業本部NTT営業部長 平成19年4月 同社NTT事業部事業統括リーダー兼NTT営業部長 平成21年4月 同社NTT営業本部NTT営業部長兼アライアンス部長 平成22年6月 同社執行役員NTT営業本部長兼NTT営業部長 平成25年4月 同社常務執行役員NTT営業本部長兼NTT営業部長 平成26年6月 同社取締役兼常務執行役員(現任)	一株

- (注) 1. 曾我部敦氏は、サクサ株式会社取締役兼常務執行役員を兼任しており、当社は同社との間に製品販売取引及び当社から開発・検証関係の業務委託取引があります。他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 曾我部敦氏は、新任の監査等委員である取締役以外の取締役候補者であります。
3. 曾我部敦氏は、社外取締役候補者であります。
4. 曾我部敦氏を社外取締役候補者とした理由は、サクサ株式会社において当社の主要事業である通信事業分野における豊富な経験と知見があることから、当社の経営に適切な助言をいただけるものと判断したためであります。
5. 曾我部敦氏の選任が承認された場合、当社と同氏の間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式数
1	わたなべ としかず 渡辺 俊一 (昭和29年12月21日生)	昭和52年4月 日本電信電話公社(現 日本電信電話株式会社)入社 平成9年4月 NTTコミュニケーションウェア株式会社(現 エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社)入社 平成13年7月 フュージョン・コミュニケーションズ株式会社(現 楽天コミュニケーションズ株式会社)入社 平成14年4月 当社入社 執行役員営業部長CMO 平成18年2月 当社人事・総務グループリーダー 平成20年1月 当社第一営業本部本部長 平成26年1月 当社営業統括本部シニアマネージャー 平成26年3月 当社常勤監査役(現任)	42,000株
2	みむら せつ 三村 摂 (昭和38年7月13日生)	平成元年10月 有限責任監査法人トーマツ入所 平成5年4月 公認会計士登録 平成10年8月 三村会計事務所入所(現任) 平成11年3月 宝印刷株式会社顧問 平成15年6月 ソマール株式会社取締役(現任) 平成27年6月 当社社外監査役(現任)	一株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
3	たなか たつや 田中達也 (昭和50年7月30日生)	平成14年10月 弁護士登録 平成14年10月 牛島総合法律事務所入所 平成17年6月 佐藤総合法律事務所入所 平成21年2月 熊谷・田中法律事務所(現 熊谷・田中・津田法律事務所)開設 パートナー(現任) 平成26年1月 竹本容器株式会社社外取締役(監査等委員)(現任) 平成27年6月 当社社外監査役(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 三村撰氏及び田中達也氏は、社外取締役候補者であります。
3. 三村撰氏及び田中達也氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
- (1) 三村撰氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての専門知識・経験等を有しているとともに、他社において取締役及び顧問の経験を有していることから、当社の経営に対して的確な監査を行っていただけると判断したためです。
- (2) 田中達也氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門知識・経験等を有しているとともに、他社において取締役の経験を有していることから、当社の経営に対して的確な監査を行っていただけると判断したためです。
4. 当社は、各候補者との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。各候補者の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
5. 三村撰氏及び田中達也氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員(社外監査役)であります。両氏の選任が承認された場合、当社は両氏を独立役員として指定する予定であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな氏 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
さとう はるき 佐藤東樹 (昭和20年1月25日生)	昭和43年4月 野村證券株式会社入社	一株
	平成5年12月 株式会社野村総合研究所へ転籍 秘書室長兼広報部長	
	平成10年6月 同社取締役	
	平成13年4月 NRIシェアードサービス株式会社代表取締役副社長	
	平成17年6月 アルサコンサルティング事務所代表(現任)	
	平成18年2月 株式会社エグゼクティブ・パートナーズ理事(現任)	
	平成18年6月 株式会社エイブル監査役	
	平成23年1月 株式会社エイブルリサーチインターナショナル取締役 平成25年1月 同社顧問(現任)	

- (注) 1. 佐藤東樹氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 佐藤東樹氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 佐藤東樹氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、同氏は長年にわたる野村證券株式会社及び株式会社野村総合研究所での職務を通じ、経営に関する豊富な知識を有しているとともに、他社において取締役、監査役、顧問の経験を有していることから、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したためであります。
4. 佐藤東樹氏が社外取締役に就任することになる場合、当社は同氏の間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定であります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬等の額は、平成19年3月30日開催の第6回定時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員以外の取締役の報酬等の額を定めることとし、その報酬等の額を、これまでの取締役の報酬等の額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額200,000千円以内（うち社外取締役15,000千円以内）とさせていただきますと存じます。

なお、監査等委員以外の取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたと存じます。

現在の取締役は3名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る監査等委員以外の取締役の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、3名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものとしたと存じます。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額50,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、3名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬等の額及び内容決定の件

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、また取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたしたいと存じます。

なお、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬枠を廃止し、第6号議案にて、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額のご承認をお願いしておりますが、本議案は、当該報酬等の額とは別枠として、ご承認をお願いするものであります。

本議案に基づき当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50,000千円以内といたします。また、各取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

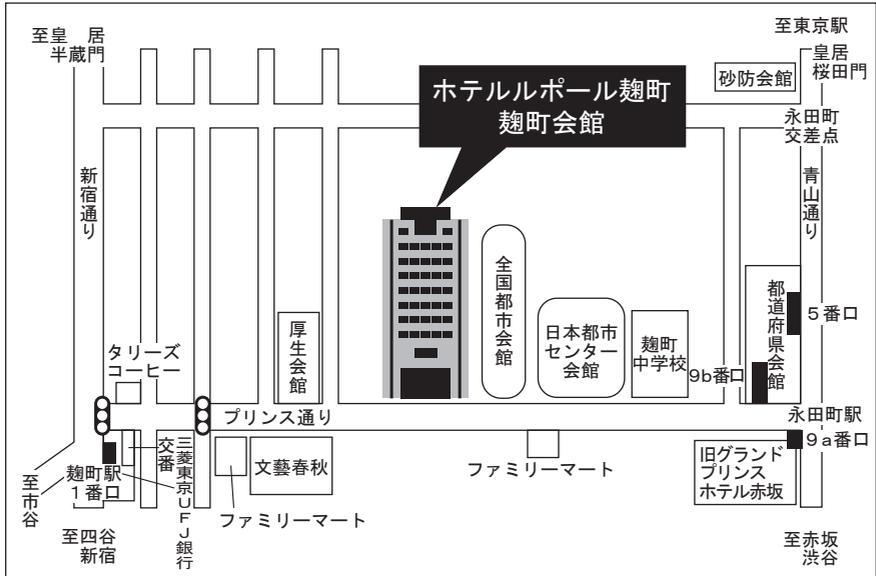
なお、現在の取締役は3名（うち社外取締役1名）であります。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、3名（うち社外取締役1名）となります。したがって、現在の本議案に係る対象者となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、社外取締役1名を除いた2名となります。

また、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

- ① 当該取締役は、3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
 - ② 当該取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人を退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
 - ③ 上記①の定めにかかわらず、当社は、当該取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、上記②に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記②に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
 - ④ 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記③の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
 - ⑤ 上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
 - ⑥ 上記⑤に規定する場合においては、当社は、上記⑤の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
 - ⑦ その他の内容は、当社取締役会において定めるものとする。
- なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものいたします。

以 上

株主総会会場 ご案内図



ホテル ルポール麹町 2階 ルビーの間

東京都千代田区平河町二丁目4番3号

☎ : (03) 3265-5365

交通：地下鉄 半蔵門線・有楽町線 永田町駅（5番口）から徒歩6分
南北線 永田町駅（9b番口）から徒歩4分
有楽町線 麹町駅（1番口）から徒歩4分